

「罹災（被災）証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋等の公費解体制度について

内 灘 町

令和6年2月22日公表

令和6年9月20日最新更新

令和6年能登半島地震によって被害を受けた家屋等で、「罹災（被災）証明書」において「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の認定を受けたもののうち、一定の要件を満たすものについて、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、申請により内灘町が所有者に代わって公費により解体・撤去（以下単に「撤去」）を行います。

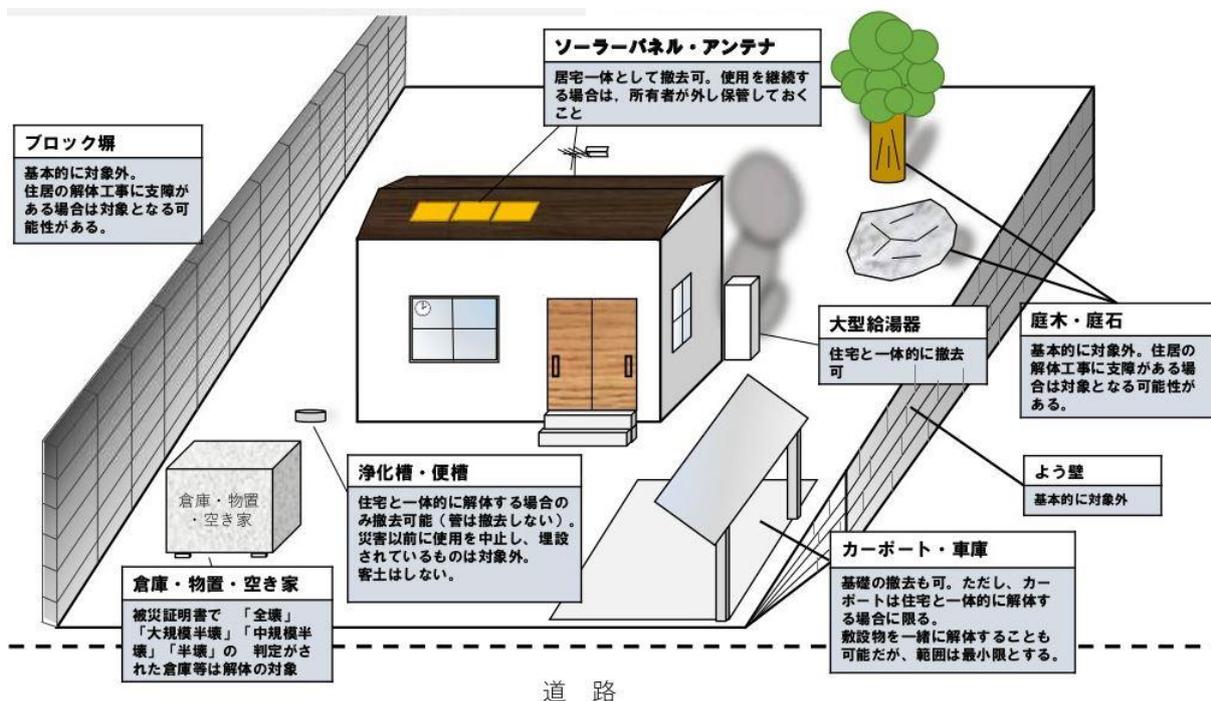
【参考】公費解体と自費解体費用償還の比較

	メリット	デメリット
公費解体	・費用が抑えられる	・解体作業までに時間を要する
費用償還 (自費解体)	・早く解体作業が実施できる	・一時的な費用負担が発生する ・全額償還されない可能性がある

1 撤去の対象

- 対象は「罹災（被災）証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋等（事業所、倉庫などの非住家を含む）です。
 - 撤去するものは、倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となり、それ以外の工作物等は原則対象外です。ただし、撤去工事の支障になる工作物等や生活環境保全上、撤去の必要があると認められる工作物等については撤去を行う場合があります。被災証明の判定を受けていない倉庫や物置等も同様です。撤去の対象は現地調査（事前立会）後に決定します。
 - 基礎部分については、3階建て以下の戸建て住宅及び2階建て以下でかつ高さが10m以下の事業所、店舗、併用住宅及びアパート等で撤去の対象となります。また、家屋周りの犬走りは、家屋等と一体となっているものは撤去の対象となります。
 - 被災家屋等と接続している上下水道管等については、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象となります。
- ※ 被災家屋等の一部のみの撤去はできません（原則、被災家屋等全体の撤去が対象となります。7ページ問5もご参照ください）。
- ※ 「住宅の応急修理制度」と併用することは原則できません。7ページ問7もご参照ください。

2 撤去対象のイメージ



3 撤去の対象外（原則として申請者自己負担）

1. 4階建て以上の戸建て住宅の基礎
2. 3階建て以上または高さが10m以上の事業所、店舗、併用住宅及びアパート等の基礎
3. 単独で解体する必要がある浄化槽、便槽、カーポート等
4. 基礎杭、地下室、地下貯蔵庫等の地下埋蔵物
5. アスファルト舗装、砂利などの敷設物
6. ブロック塀、よう壁（土留め壁）、庭木、庭石等
7. 家財道具等
8. 電気・電話・ガス・水道・ケーブルテレビ等の停止手続きに関する費用、浄化槽（便槽）の汲取り及び最終清掃等に関する費用（エアコンはフロンガス処分後撤去）

※（1.～6.について）撤去工事の実施に支障がある場合や生活環境保全上、撤去の必要が認められる場合は解体の対象となる場合があります。撤去の対象は現地調査（事前立会）後に決定します。

※（7.について）原則、撤去工事着工までに搬出をお願いします（給湯器や流し台等の設備、畳、ふすま・障子等の建具は、搬出する必要はありません）。撤去工事時に残された家財等は廃棄物として処分されますので、ご了承ください（費用負担が発生する場合があります）。ただし、家屋内への立入や搬出作業に危険が及ぶ可能性が高い場合などは、家屋等の解体と併せて町が撤去します。公費解体による撤去の対象は現地調査（事前立会）後に決定します。

※（8.について）詳しくは9ページをご覧ください。

4 申請受付

【窓口での申請受付・相談】（予約制）

- ・ 窓口での相談・申請受付は予約制となります。事前に下記までお電話ください。

内灘町役場 住民課 電話番号 076-286-6701

予約受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

- 申請受付窓口：内灘町役場 1 階 住民課前 申請受付ブース

- 申請受付期限：令和 7 年 3 月 31 日（月）

※やむを得ない事情により期日までに申請ができない場合はご相談ください。

- 申請・相談受付日時：平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分

土日の受付日について町 HP や町広報紙をご確認ください。

【郵送での申請】

- ・ 郵送先 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1
内灘町役場 住民課 公費解体担当者宛

- 申請受付期限：令和 7 年 3 月 31 日（月）必着

※身分証明書はコピーを添付してください。その他、原本の提出が必要な書類は原本を添付してください。

※郵便物が届かないなどのトラブルについて、内灘町では責任を負いかねます。

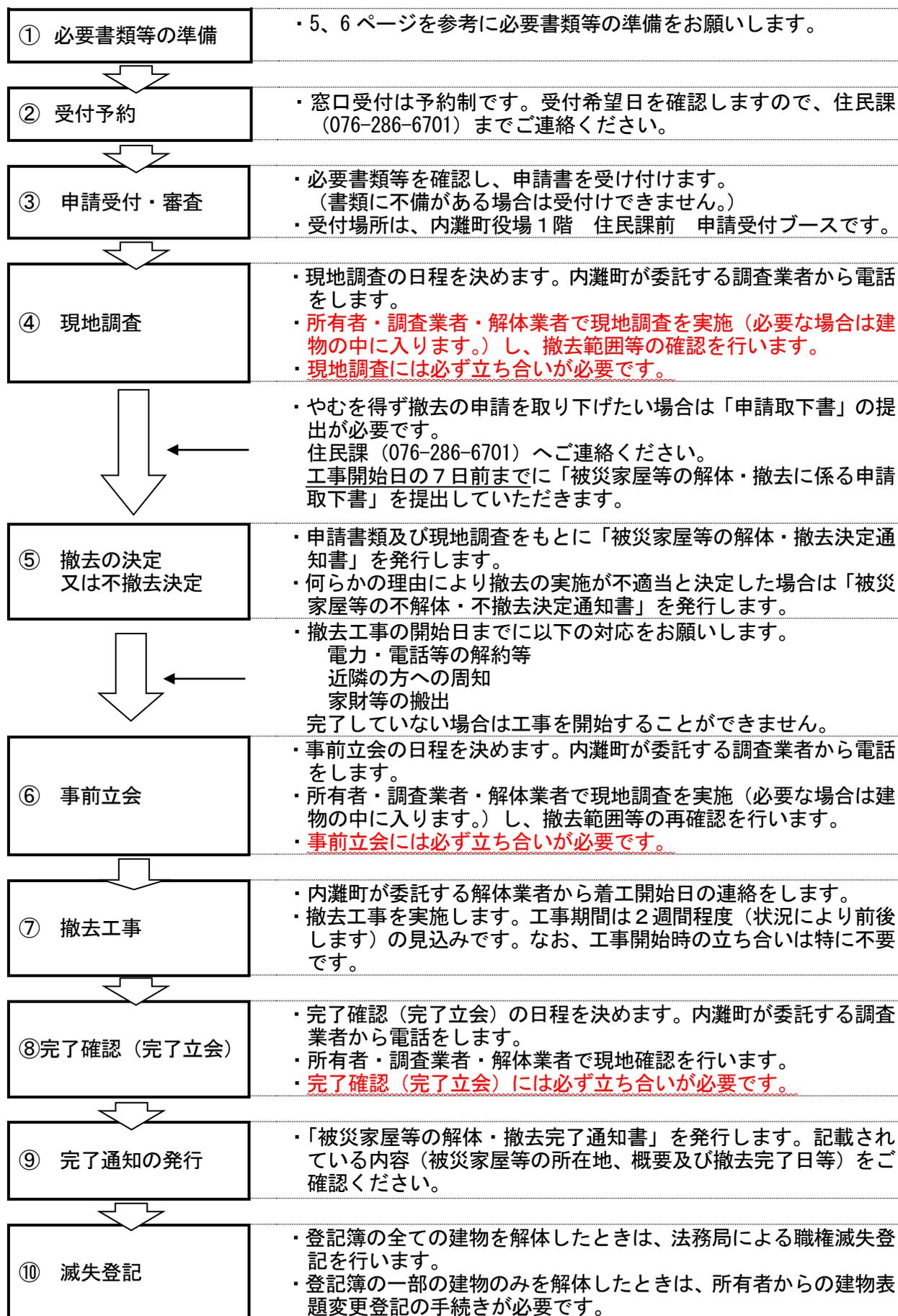
5 本制度の注意点

1. 本制度に申請できるのは、令和 6 年 1 月 1 日から申請日まで、内灘町内に被災家屋等を所有している方（所有者）となります。令和 6 年 1 月 2 日以降に売買等（相続を除く）で所有者になられた場合は対象になりません。法人の場合は「中小企業法第 2 条」による中小企業者（中小企業者並みの公益法人を含む）が対象となり、次の表のとおりです。

業種分類	いずれかに該当すること	
	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

2. 申請にあたっては、被災家屋等の共有者や抵当権者、故人が登記名義人の場合は、相続権者全員の書面による同意が必要です。
3. 本制度は壊れた家屋等の撤去を行うものであり、撤去後の土地の整地（客土等）は行いません。そのため土地が道路よりも低くなる可能性があります。
4. 撤去工事の順番は申請の受付順ではありません。撤去工事日は、二次災害防止の観点や他の撤去物件との調整が必要なため、ご希望に沿えない場合があります。

6 受付から撤去までの流れ



7 受付に必要な申請様式等

申請時に必要な書類等（共通）		備考				
1	申請書（様式1）					
2	罹災（被災）証明書【原本提示】	コピーを取り、お返しします。				
3	申請者の本人確認書類【原本提示】 ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類 ※法人の場合は、商業・法人の登記事項証明書 ※内灘町が法務局から登記情報提供を受けて確認するため提出不要	コピーを取り、お返しします。 <table border="1"> <tr> <td>1点で可</td> <td>運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等</td> </tr> <tr> <td>2点必要</td> <td>健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、社員証等</td> </tr> </table>	1点で可	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等	2点必要	健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、社員証等
1点で可	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等					
2点必要	健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、社員証等					
4	申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※代理人の場合は、委任者の印鑑登録証明書	発行日から6ヶ月以内のもの				
5	登記事項（建物）全部事項証明書 ※内灘町が法務局から登記情報提供を受けて確認するため提出不要	※建物が未登記の場合、「固定資産税評価証明書」 ⇒【入手先】内灘町役場2階 税務課 ※建物が未登記で「固定資産税評価証明書」に解体する建物が記載されていない場合 ⇒原則として、土地の所有者をその建物の所有者とみなします。そのため、土地の所有者が確認できる「登記事項（土地）全部事項証明書」を確認します。				
6	被災家屋等の配置図（様式2）	記入例を参考に家屋等の配置を記入し、「解体」する建物等と「残す」建物等を図示してください。				
7	被災家屋等の状況写真（様式3）	被災家屋等の全景その他撤去に係る対象物が特定される写真を添付してください。				
8	印鑑 ※書類に不備があった場合、訂正印が必要となりますのでご持参ください。	本人 ⇒ 実印、代理人 ⇒ 認印可、 法人 ⇒ 代表者の登録印 ※代理人の場合、委任状に押印した印鑑が必要となりますので、ご用意ください。				
代理人が申請する場合に追加に必要な書類						
9	申請者からの委任状（様式4） ※提出のみを委任する場合は、代理人の本人確認書類【原本提示】	申請者の登録印が押印された所定の委任状				

必要書類は次ページに続きます

共有者がいる場合		
10	同意書（様式5）	共有者全員分
11	共有者の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行日から6ヶ月以内のもの ● 相続権者全員分 【入手先】 個人 ⇒ 内灘町役場 1階 住民課（※内灘町に登録の場合） 法人 ⇒ 金沢地方法務局
家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が申請する場合）		
12	所有者の死亡と相続権者全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍謄本等【原本】	【入手先】 内灘町役場 1階 住民課（※本籍が内灘町の場合）
13	遺産分割協議書【原本提示】	相続権者全員の登録印が押印されたもの （コピーを取り、お返しします。）
14	相続権者全員の印鑑登録証明書【原本】	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行日から6ヶ月以内のもの ● 相続権者全員分
15	相続関係図	● 相続権者全員が記載されたもの
家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が決まっていない場合）		
16	所有者の死亡と相続権者全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍謄本等【原本】	【入手先】 内灘町役場 1階 住民課（※本籍が内灘町の場合）
17	同意書（様式5）	● 相続権者全員分
18	相続権者全員の印鑑登録証明書【原本】	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行日から6ヶ月以内のもの ● 相続権者全員分
19	相続関係図	● 相続権者全員が記載されたもの
撤去工事にあたり隣接する他人の土地の使用が必要な場合		
20	同意書（様式6）	使用する土地の所有者全員分
建物登記に抵当権その他の権利登記がある場合		
21	同意書（様式7）	抵当権の解除証書等がある場合は不要 （解除証書等はコピーを取り、お返しします。）
22	権利者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から6ヶ月以内のもの（金融機関の場合は不要）
借家（アパート、貸家）等で入居者がいる場合		
23	同意書（様式8）	賃借人全員分

個別の状況により、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。

8 よくある質問

問1 被災家屋等の撤去の費用は、所有者の負担になりますか？

答1 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋等の撤去費用は、町が負担します。ただし、家財等の搬出などは、原則、所有者負担となります。

問2 敷地内にあるブロック塀は対象となりますか？

答2 ブロック塀・よう壁等は、撤去の対象となりません。ただし、倒壊のおそれがあると認められる場合や工事支障のため撤去の必要性がある場合は、対象となる場合があります（その場合でもブロック塀等の基礎は撤去できません）。撤去の対象は現地調査（事前立会）後に決定します。

問3 庭木・庭石や土間コンクリートは対象となりますか？

答3 庭木・庭石の類は、撤去の対象となりません。土間コンクリートは、家屋内部の土間や家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き対象となりません。ただし、撤去工事の実施に支障がある場合や生活環境保全上、撤去の必要が認められる場合は撤去の対象となる場合があります（その場合でも庭木の根は撤去できません）。撤去の対象は現地調査（事前立会）後に決定します。

問4 敷地内に住家と倉庫があるが、倉庫のみの撤去は対象となりますか？

答4 倉庫について、被災証明書で「半壊」以上の判定を受けており、生活環境保全上の支障があると認められる場合は対象となります。

問5 母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ撤去できますか？

答5 撤去は、棟単位で行いますので、一棟の建物であればできません。ただし、登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合は、倉庫のみ撤去できる場合があります。撤去の対象は現地調査（事前立会）後に決定します。

問6 家財道具等は室内に置いたままでよいですか？

答6 原則、撤去工事着工までに搬出をお願いします（給湯器や流し台等の設備、畳、ふすま・障子等の建具は、搬出する必要はありません）。撤去工事時に残された家財等は廃棄物として処分されますので、ご了承ください（費用負担が発生する場合があります）。ただし、家屋内への立入や搬出作業に危険が及ぶ可能性が高い場合などは、家屋等の解体と併せて町が撤去します。公費解体による撤去の対象は現地調査（事前立会）後に決定します。

問7 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できますか？

答7 併用できません。ただし、応急修理制度を活用し、対象家屋に継続的に居住することを旨とし、応急修理を行って生活を始めたものの、長期継続的に居住することが困難で、結果的に解体・撤去をせざるを得ない状況となった場合に限り、例外的に公費解体制度を利用することができる場合があります。

問8 所有者が死亡している場合は、だれが申請者となりますか？

答8 原則として、次のとおりとなりますが、詳細は相談窓口にてお尋ねください。

(1) 遺産分割協議が成立している場合

遺産分割協議により所有者（被相続人）から家屋等を相続することになった相続人が申請者となります。申請の際に遺産分割協議書及び相続関係証明書類（※1）を提出してください。

(2) 遺産分割協議が成立していない場合

所有者（被相続人）の法定相続人の中から代表者を1名決めてください。その代表者が申請者となります。申請の際に代表者以外の法定相続人全員分の同意書及び相続関係証明書類（※1）を提出してください。

(3) 公正証書遺言がある場合

公正証書遺言（※2）により所有者（被相続人）から家屋等を相続することになった相続人が申請者となります。申請の際に公正証書遺言の原本及び所有者の死亡が確認できる書類（戸籍等）を提出してください。

※1 相続関係証明書類とは、被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本、法定相続人の戸籍謄本等、被相続人の相続関係が確認できる書類です。

※2 公正証書遺言以外の遺言は、有効なものか否か判断ができないため認められません。

問9 解体前の現地調査（事前立会）に行かないといけませんか？

答9 解体工事は、個人の財産処分に関する大変重要なことであり、現地調査（事前立会）はその範囲や対象物等を事前に確認する重要な打合せとなりますので、必ず立ち会っていただくようお願いいたします。なお、本人の立会いが困難な場合、代理人を立てていただきますようご協力をお願いします（代理人の立会いの場合、別途委任状が必要となります）。

【参考】家屋等の撤去前に必要な電力、電話、水道、ガス等の諸手続きについて

撤去工事前に下記の解約手続き等を行ってください。

※解約手続き等が終了していないと工事に着手することができません。

【電力・電話等】ご契約されている電気・電話事業者にご確認ください。

電気メーターと引込線の撤去が必要です。電気事業者に「電気メーター及び引込線の撤去」、電話事業者に「電話線の撤去」を依頼し、撤去しておいてください。

インターネット回線や光ケーブル等の有線回線も、すべて同様に撤去しておいてください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

【ガス】ご契約されている事業者にご確認ください。

プロパンガスを使用している方は、プロパンガスの撤去が必要です。ご契約されている事業者に依頼してください。

(※ 費用が生じる場合は、所有者の負担となります。)

【水道】内灘町 上下水道課 (076-286-1115)

撤去工事着手までに上下水道の休止手続きをお願いします。工事完了後、水道を使用する場合は、上下水道課で手続きをお願いします。開栓の手続きには手数料がかかります。

【灯油】取扱い店又は専門業者にお問い合わせください。

撤去工事が始まる前までに、灯油の処分をお願いします。

詳細については、取扱い店又は専門業者にお問い合わせください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

【浄化槽・汲取り便槽】

撤去工事が始まる前までに、浄化槽の最終清掃や最終汲取りを事業者にご依頼してください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

【エアコン】

エアコンが設置されている場合は、フロンガスの処理を含め事業者にご依頼してしてください。

(※ 費用は、依頼者の負担となります。)

【公費解体に関する問い合わせ先】

内灘町役場 住民課 電話番号 076-286-6701

午前8時30分～午後5時15分まで ※土日祝日、年末年始を除く